

審査基準表

(令和8年度明るい選挙啓発動画作品コンテスト業務委託)

審査項目・配点		審査基準	配点	総合
全体		事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	10	25
		業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。	10	
		提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	5	
作品募集	募集チラシの作成及び配布	チラシのデザインは、若者の関心を引くデザインとなっているか。	5	15
		チラシを設置する店舗や施設の種類・数は適切か。(これに代わる周知方法は適切か。)	10	
	テレビスポットの作成・放送	県民の注目を集める内容で、特に若者の関心を引く内容となっているか。	5	15
		放送時間・本数等は、県民(特に若者)に効果的に周知できるよう配慮されているか。	10	
	インターネット広告	県民の注目を集める内容で、特に若者の関心を引く内容となっているか	5	15
		媒体・表示回数等は、県民(特に若者)に効果的に周知できるよう配慮されているか。	10	
受賞作品の活用	受賞作品を活用する媒体・時間・本数は、受賞作品を広く周知させ、若者の関心を引く内容となっているか。	30	30	
合計			100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、提出された企画提案書に基づき、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である240点(満点400点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である240点(満点400点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。